

診療所・助産所 開設届出事項変更届出書

年 月 日

仙台市保健所長 様

開設者の住所（〒 ）

開設者の^{ふりがな}氏名

電 話 （ ）

F A X （ ）

診療所・助産所の開設届出に係る事項を変更したので、医療法施行令第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 名称				
2 開設場所	〒		電話番号	()
			F A X	()
3 変更理由				
4 変更した事項	<p>(1) 名称</p> <p>(2) 診療科名（診療所のみ）</p> <p>(3) 従業者の定員</p> <p>(4) 開設者・管理者の住所及び氏名</p> <p>(5) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、現に病院又は診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨</p> <p>(6) 開設者が臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師であって、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨</p> <p>(7) 嘱託医師の住所及び氏名（助産所のみ）</p> <p>(8) 医療法施行規則第15条の2第2項の規定により嘱託医師を定めたものとみなす場合は、嘱託する病院又は診療所の住所及び名称（助産所のみ）</p> <p>(9) 医療法施行規則第15条の2第3項の規定により嘱託する病院又は診療所の住所及び名称（助産所のみ）</p> <p>(10) 診療に従事する医師若しくは歯科医師の氏名担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間</p> <p>(11) 薬剤師の氏名（診療所のみ）</p> <p>(12) 敷地周囲の見取図</p> <p>(13) 敷地の面積及び平面図</p> <p>(14) 建物の構造概要及び平面図</p> <p>(15) 歯科技工室の構造設備の概要（診療所のみ）</p> <p>(16) 病室数及び患者入院定員（助産所については入所室数及び入所定員）</p> <p>(17) 勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨（診療所のみ）</p> <p>（具体的内容）</p>			
5 変更年月日				
6 病床機能の転換	機能転換の有無	有 ・ 無	左記転換を反映させた病床機能報告の報告年度	年度

<注意事項>

- 1 「4 変更した事項」の(4)の変更については、開設者・管理者である医師個人の住所変更及び氏名変更が該当します。開設者・管理者の交代については、診療所・助産所の廃止・開設の手続きが必要となります。
- 2 「4 変更した事項」の(7)の変更の場合、嘱託医師の免許証の写し及び当該医師に嘱託した旨の書類（注1）を添付すること。
- 3 「4 変更した事項」の(8)の変更の場合、医療法施行規則第15条の2第2項適用の場合は、当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び産科又は産婦人科を担当する医師のいずれかが対応を行うことを病院等に嘱託した旨の書類（注1）を添付すること。
- 4 「4 変更した事項」の(9)の変更の場合、嘱託医師による対応が困難なとき、対応を行うことを病院又は診療所に嘱託した旨の書類（注1）を添付すること。
- 5 「4 変更した事項」の(10) , (11)の変更の場合、診療に従事する医師若しくは歯科医師については臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の臨床研修修了登録証の写しを添付すること。ただし、(1)平成16年4月1日に現に医師免許を受けている者又は平成18年4月1日に現に歯科医師免許を受けている者（各日の前に免許申請を行った者を含む。）は、臨床研修修了登録証の写しに代えて免許証の写し、(2)再教育訓練の命令を受けた者は、臨床研修修了登録証（(1)の場合は免許証）の写し及び再教育研修修了登録証の写しを添付すること。業務に従事する助産師については、免許証の写し（保健師助産師看護師法第15条の2第1項の規定による厚生労働大臣の命令を受けた者にあつては、免許証及び再教育研修修了登録証の写し）を添付すること。業務に従事する薬剤師については免許証の写しを添付すること。（各写しは開設者による原本照合済みのもの）
- 6 4の(12)から(16)までに掲げる事項の変更の場合、新旧の平面図（各室の用途、面積、入院定員及び廊下の幅を明示したもの）を添付すること。
- 7 4の(17)に掲げる事項の変更の場合、オンライン診療の適切な実施に関する基準に適合することを確認するためのチェックリストを添付すること。
- 8 具体的内容については、新旧の関係が分かるように新旧対照などを記載し、又は添付すること。

(注1):契約書, 同意書, 証明書等